諮問庁:秋田県公安委員会

諮問日:平成17年3月3日(諮問第80号)

答申日:平成17年10月17日(答申第43号)

事件名:警察本部の捜査報償費支出に関する文書の部分公開決定に関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県警察本部長(以下「実施機関」という。)が少年課及び交通指導課の 平成15年度分捜査報償費支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類(詳細は第5の2に記載のとおり。以下「本件対象文書」という。)について非公開とした部分のうち、次の部分は公開すべきであるが、その他について非公開とした決定は妥当である。

- ア 精算書兼返納命令書のうち配当(再配当)予算残額欄、返納額欄、 受領額欄及び精算額欄
- イ 報償費支出証拠書類中の精算書兼返納命令書の写しのうち配当(再 配当)予算残額欄、返納額欄、受領額欄及び精算額欄
- ウ 支出負担行為伺のうち配当(再配当)予算残額欄及び金額欄
- エ 支出命令書のうち金額欄
- オ 支出証明書のうち支出額欄

第2 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が平成16年12 月21日付けで行った8件の部分公開決定について、その取消しを求めると いうものである。 審査請求人が主張する審査請求の理由及び意見は、おおむね次のとおりである。

1 平成17年5月20日付けの意見書及びこれに基づく意見陳述での主張

(1) 実施機関は、非公開理由説明書において、本件非公開情報が、秋田県情報公開条例(昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。)6条1項1号(個人情報)に該当すると主張している。

そして、「報償費支出証拠書類には、個々の捜査における情報提供者等 の捜査協力者の氏名等が記載されている」と主張する。

しかし、仮に捜査協力者の氏名が記載されていれば、その部分を特定して非公開とすれば足りるのであって、その証拠書類全部を非公開とする理由にはなりえない。

(2) また、実施機関は、本件非公開情報が条例6条1項6号(公共安全情報)に該当すると主張する。これは、条例の理解を欠いたものというほかない。

まず、条例6条1項6号は、次のように規定している。

「次に掲げる情報等であって、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を 及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるもの

- (一) 現に捜査中の事件に関する情報
- (二) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査又は被疑者の逮捕(以下「犯罪の 予防等」という。) の手法、技術、装備、体制又は方針に関する情報
- (三) 犯罪の被害者、捜査の参考人、犯罪の予防等に関し情報を提供した者、犯罪の予防等に従事する者その他の犯罪の予防等の関係者に関する情報
- (四)公共の安全と秩序を害する行為を行うおそれがある団体等に係る 情報収集活動に関する情報

- (五)被疑者若しくは被告人の留置若しくは勾留に係る業務又はこれら の執行に係る施設の保安に関する情報
- (六)検察官の捜査若しくは護送に係る指揮又は勾引状、収監状等の執 行に関する情報」

要するに、まず、実施機関としては、本件対象情報が、本号の(一)以下のいずれの情報に該当するものであるかを明らかにした上で、その情報が「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるもの」かどうかが、次に判断されなければならない。

ところが、実施機関の主張は、本号の上記各項目のいずれに該当する情報かどうかが必ずしも明らかにされていない。

例えば、現金出納簿の各月日欄に記載されている「捜査報償費の交付月日等」(「等」というのが何か不明であるが)について、これが明らかにされると、事件関係者が逃走等を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあると主張している。右主張からすると、支出された捜査報償費にかかる「事件」は、本号(一)にいう「現に捜査中の事件に関する情報」のようにも思える。もし、捜査終了している事件の情報であれば、右のような「おそれ」がないことは、実施機関の右主張からも明らかだからである。ところが、そのような主張はない。また、本号(二)でも、同(三)に関する情報でもない。したがって、これでは、本号の該当性を主張すること自体が失当というほかない。

もっとも、仮に捜査中の事件に関する情報であっても、実施機関が「懸念」しているような「推測」や「比較・分析」、「推察」等によって、事件関係者が逃走等を図ることは、社会通念上考えられないのであるから、「相当の理由」があるとも認められないものである。

以下、同様に、実施機関の主張は、そもそも、本号の各項目のいずれに該当する情報であるかを特定しない上、かつ、それらを公開することにおいて、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」とは、到底考えられないものであって、そのように「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、認められないものである。

ちなみに、本号が、上記のとおり、「実施機関が認めることにつき相当の理由があるもの」という定め方にしたのは、実施機関の判断をそのまま 鵜呑みにするのではなく、その判断過程や評価等について相当であるかど うかを審査会や司法機関等が判断する余地があることを示しているのであ って、その判断の相当性につき社会通念上の合理性が認められない場合に は、本号の該当性が否定されることになるのは、言うまでもない。

例えば、実施機関は、しきりに、各文書に記載されいている金額、しかも月ごとの合計額や予算残額等もすべて非公開とし、その理由として、捜査費等執行額の多寡等が明らかになれば、「捜査活動の活発さや進展状況を推察することが可能になり、被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある」と主張するが、このような主張が荒唐無稽であり、社会通念上到底合理的な判断といえないことは明らかであるから、そのような「実施機関の判断」が相当でないと認められるほかないのである。

- 2 平成17年7月26日付けの意見書での主張(実施機関の平成17年6月30日付けの意見書に対する反論)
 - (1) 部分公開について

実施機関は、「独立した一体的な情報を更に細分化して部分公開することは条例は義務づけていない」と、特異な意見を披露する。

既に長い歴史を持つ情報公開制度の運用において、部分公開の原則は

広く行きわたっており、分離できる情報は、分離して部分公開することは、最高裁判例でも繰り返し認められているところである。

実施機関の上記主張は、最高裁判例の趣旨を理解していないか、部分公開の特別な原理を主張しているものか、そのどちらかというほかない。審査会においては、ご理解を得ていると思われるので、あえて詳細な反論はしないが、例えば、交際費の支出命令に関する公文書も、記載事項が一体として、交際費の支出経過、支出内容に関する情報を示しているのであるが、その内、非公開部分(最近はほとんど非公開事由に該当しないが仮に該当するとして)を除いて他の部分を部分公開することは、何ら特別な措置でなく、情報公開の運用として、広く行われているところである。

(2)条例6条1項6号該当性について

実施機関は、審査請求人の意見に対し、条例6条1項6号記載の(一)ないし(六)のいずれかに該当するかを明示する必要がないかのように主張している。もっとも、そう主張しながら、意見書の4頁以下(この答申の第3の2の(3))で、同号(一)から(三)に該当すると主張しているから、結局、実施機関の右主張は、意味がないことになる。

実施機関は、現金出納簿の「各月の月日欄」は、「捜査活動の活発さを推測することが可能となる」と主張する。しかし、それが、何故に、「被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある」と判断できるのか、理解に苦しむ。その記載だけで、具体的な事件などが類推できるわけでもないことは、容易に推測できるところである。それは、「受・払・残額欄」も同様である。これらが公開されたからといって、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」

とは到底認められない。

このような「相当性」判断の判断枠組及び判断例は、他県の審査会判 断でも示されているところである。

同様に、他の文書でも、金額欄や、支出日等の公開が、具体的な事件の捜査内容や捜査手法等を推測でき、それによって「犯行を容易にすることや証拠隠滅を図るおそれがある。」とは、到底認められない。このような「おそれ」に関する抽象的な判断だけをもって「相当性」判断がなされるものでないことは明らかであって、実施機関の主張は、条例の趣旨自体も正確に理解していないように思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件対象文書について部分公開決定を行った理由を次のように 説明している。

1 非公開理由説明書及びこれに基づく意見陳述での説明

(1) 現金出納簿

現金出納簿の各月の月日欄には、捜査報償費の交付月日等が記載されている。これらの情報が公になると、捜査報償費の交付日、捜査員と協力者との接触日等が推測され、報道等の情報及び被疑者等事件関係者が持つ犯行の具体的内容等の情報と比較・分析することによって、捜査活動の活発さや協力者等を推察することが可能となり、被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

現金出納簿の摘要欄には、捜査報償費の支出事由及び捜査員の氏名等が記載されている。これらの情報が公になると、捜査報償費の使用目的、捜査員の担当部門等が判明し、発生した犯罪の内容や報道等の情報及び被疑者等事件関係者が持つ犯行の具体的内容等の情報と比較・分析する

ことによって、捜査活動の活発さや情報収集活動の対象等を推察することが可能となり、被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪 捜査に支障を及ぼすおそれがある。

現金出納簿の受・払・残額欄には、それぞれの該当金額及び繰越金額が記載されている。これらの情報が公になると、金額等が判明し、発生した犯罪の内容や報道等の情報及び被疑者等事件関係者が持つ犯行の具体的内容等の情報と比較・分析することによって、捜査活動の活発さ等を推察することが可能となり、被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 精算書兼返納命令書

精算書兼返納命令書は、各所属における月毎の捜査費執行状況を総括 するものであり、配当(再配当)予算残額欄、返納額欄、受領額欄及び 精算額欄には、月毎の捜査費の配当金額、執行金額等が記載されている。

これらの情報が公になると、各所属における月毎の捜査費執行額の多 寡が判明し、発生した犯罪の内容や報道等の情報及び被疑者等事件関係 者が持つ犯行の具体的内容等の情報と比較・分析することによって、捜 査活動の活発さや進展状況を推察することが可能となり、被疑者等事件 関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあ る。

(3) 捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票及び支払伝票の 添付書類

これらの捜査諸雑費の執行に係る証拠書類には、情報提供謝礼等の個別の捜査報償費の執行事実に関する情報として、支払事由や特定の事件名、捜査員、情報提供者の氏名、捜査費の執行額等、個別の捜査費の交付・支払いに係る情報が、相互に関連し全体として一体をなすものとして、記載されている。

これらの情報が公になると、個々の事件における捜査報償費の具体的な執行状況が判明し、報道等の情報及び被疑者等の事件関係者自身が持つ犯行の具体的内容の情報と比較・分析することにより、捜査活動の活発さや進展状況等の動向、協力者、情報収集活動の対象等が推察される可能性が格段に高まり、被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

(4) 支出負担行為伺、支出命令書、支出証明書

これらは、各所属における月毎の捜査費配当、執行に関する会計文書であり、月毎の配当(再配当)予算残額、金額、支出額が記載されている。

これらの情報が公になると、各所属における月毎の捜査費執行額の多 寡が判明し、発生した犯罪の内容や報道等の情報及び被疑者等事件関係 者が持つ犯行の具体的内容等の情報と比較・分析することによって、捜 査活動の活発さや進展状況を推察することが可能となり、被疑者等事件 関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあ る。

(5) 警部補相当職以下の事務吏員の氏名及び印影

支出負担行為伺には、起案者として警部補相当職以下の事務吏員の氏名及び印影、精算書兼返納命令書の写し、支出命令書、精算書兼返納命令書には警部補相当職以下の事務吏員の印影が記録されている。

これらの情報が公になると、「犯罪の予防等に従事する者」である当該警察職員が判明し、被疑者等事件関係者から危害を加えられるなどのおそれがある。

(6) 捜査協力者等の氏名等

報償費支出証拠書類には、個々の捜査における情報提供者等の捜査協力者の氏名等が記載されており、これらの情報は条例6条1項1号に規

定する特定の個人を識別できる情報であり、ただし書きのいずれにも該 当しない。

2 平成17年6月30日付けの意見書での説明

(1)条例6条1項1号(個人情報)に対する意見

審査請求人は、報償費支出証拠書類に捜査協力者の氏名等が記載されているのであれば、当該部分のみを特定して、非公開とすれば足りるのであって、その証拠書類全部を非公開とする理由にはなりえないと主張している。

確かに、当該書類の記載内容が条例6条1項1号の個人識別情報にの み該当するのであれば、審査請求人主張のとおりである。

しかし、このことに関しては、1号に該当するだけでなく、6号にも 該当するとして非公開理由説明書で次のように説明しているところであ る。

捜査諸雑費の執行に係る証拠書類には、支払事由や特定の事件名、捜査員、情報提供者の氏名、捜査費の執行額等、個別の捜査費の交付・支払に係る記載事項の全体が一体となった情報提供謝礼等の個別の捜査報償費の執行事実に関する情報が記録されている。

これらの情報が公になると、個々の事件における具体的な捜査費執行情報が判明し、発生した犯罪の内容や報道等の情報及び被疑者等事件関係者が持つ犯行の具体的内容等の情報と比較・検討することによって、捜査活動の活発さや進展状況を推察することが可能となり、被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

個人に関する情報以外の情報に関する部分公開の定義として、条例 6 条 2 項は、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分 離することができるときは、当該非公開情報に係る部分を除いて当該行政文書の公開をしなければならないとしているが、独立した一体的な情報を更に細分化して部分公開することは条例は義務づけていない。

捜査諸雑費の執行に関する証拠書類は、前述のとおり、一体の情報が記載されているものであって、相互に関連した非公開情報をあえて細分化し公開した場合は、極めて断片的な情報と考えられるものであっても、被疑者等関係者が捜査体制、手法等を推察する資料となり、逃走や証拠隠滅を図るなど、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

(2)条例6条1項6号(公共の安全等に関する情報)についての意見

ア 本号の趣旨

本号は、公共の安全と秩序の維持の観点から、犯罪の予防、鎮圧、 捜査等に代表される刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の 理由がある情報は、公開しないこととしたものである(県作成「情報 公開事務の手引」。以下「手引」という。)。

公共の安全と秩序を維持することは、県民全体の基本的利益を擁護するために県に課せられた重要な責務であることから、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序を維持する活動が阻害されたり、効率的に行うことができなくなったりすること等を防止しようとするものである(手引)。

イ 本号の解釈

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、公共の安全と秩序の維持の例示であり、本号でいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものである。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規

定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずると考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や犯罪の予防、捜査に密接に関連する破壊的団体(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるものは、本号に含まれる。

また、公開することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への 不当な犯罪や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招 くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするお それがある情報も本号に含まれる(手引)。

本号の(一)から(六)までに掲げる情報は、本号が適用される情報を明確にし、県民にわかりやすくする等のため、公共の安全と秩序の維持に関する情報の代表的なものを類型化したものである(手引)。

すなわち、風俗営業の許可、伝染病予防、食品、環境、薬物等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公開しても犯罪の予防、鎮圧、捜査等に支障が生じるおそれのない、いわゆる行政警察活動に関する情報は、本号に含まれないことを明確にするために設けたものであるとも解釈される。

「次に掲げる情報等」の「等」とは、(一)から(六)までに掲げる情報に準ずるものであり、(一)から(六)までに掲げる情報と類似する性質、内容を有するものをいう(手引)。

ウ 審査請求人の本号の解釈についての諮問庁の意見

審査請求人は、「条例6条1項6号(公共安全情報)についての実施機関の主張は、条例の理解を欠いたものというほかない。実施機関としては、本件対象情報が、6号の(一)以下のいずれに該当するものであるかを明らかにした上で、その情報が公開することにより、犯罪

の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものかどうかが、次に判断されなければならない。ところが、実施機関は、右6号の上記各項目のいずれに該当する情報か明らかにしていない。」と主張している。

しかし、既述のことから明らかなように、同項6号の「次に掲げる情報等」を受けた(一)から(六)は、公共の安全と秩序の維持に関する情報の代表的なものを具体的に類型化したもの及びこれに準ずるものを指していることから、(一)から(六)以外のものが存在することは疑いの余地がないところである。

ところが、審査請求人の本号についての意見に従うと、(一)から (六)に準ずるものは、本号の(一)から(六)のいずれにも該当し ないがゆえに、公開することによる公共の安全と秩序の維持への支障 のおそれについては、判断してはならない、又は判断できない、さら には支障があっても公開しなければならないこととなる。

一方、国の情報公開法や他のほとんどの都府県条例は、「公開(公に)することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長(実施機関)が認めることにつき相当の理由がある情報」との定め方をしており、その趣旨、解釈、運用で格別の齟齬を来しているとは言えない。

本県条例6条1項6号の趣旨、解釈、運用が、国や他の都道府県条例のそれらと異なることとなっては、県警察が県民から負託された公 共の安全と秩序を維持する上で由々しき問題であるので、国や他の都 道府県条例のそれらと異なることのないように解釈・運用している。

本県条例の規定の仕方は、本号が適用される情報を県民にわかりやすいものとする等の観点から、刑事法の執行を中心とする公共の安全

と秩序の維持に関する代表的な情報を具体的に類型化し、例示したものである。

なお、本号の(一)から(六)に準ずるものとしての「等」に該当 する情報としては、次のようなものが差し当たって考えられる。

- (ア) 刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発 等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に 準ずると考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等
- (イ) 犯罪の予防、捜査に密接に関連するつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報
- (ウ) 犯罪を誘発し又は助長する若しくは犯罪の実行を容易にする おそれがある情報

以上のことから、審査請求人の「条例6条1項6号に該当するためには(一)から(六)までのいずれかに該当しなければならない」という前提に立った主張は、一方的なものに過ぎない。

エ 相当の理由について

審査請求人は、捜査中の事件に関する情報(捜査報償費に関する情報)であっても、実施機関が懸念しているような「推測」や「比較・分析」、「推察」等によって、事件関係者が逃走等を図ることは、社会通念上考えられないのであるから、「相当の理由」があるとも認められないと主張している。

しかし、これも審査請求人の一方的な主張であって、仮に非公開とすべき情報が捜査中の被疑者に明らかにされた場合、一般人には、特段の有意性を認めない情報であっても、公開された情報と被疑者等の事件関係者が知っている又は報道等から入手できる情報とを比較・分析することにより、被疑者等事件関係者は自らが犯した犯罪について警察の捜査が及んでいない、又は及んでいるかを判断することが可能

となり、それにより罪証隠滅や逃走を企図することは社会通念上考えられることであり、「相当の理由」に欠けるものではない。

公共の安全等に関する情報については、その性質上、公開の可否の 判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要する ことなどの特殊性が存在することから、実施機関はその特殊性を踏ま えた上で合理的な判断を行ったものである。

(3) 条例6条1項6号の(一)から(六)までの該当性について

非公開部分を判断するに当たっては、非公開とした情報が、本号の (一)から(六)へのいずれかに該当するかについて判断を行なうので はなく、公開することによる公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすお それについて判断を行い、その結果、(一)から(六)を含む公共の安 全等に関する情報に該当することとなり、今回、非公開とした情報につ いては、次のとおり(一)から(三)に該当する。

ア 少年課及び交通指導課の現金出納簿

(一)の現に捜査中の事件に関する情報、(二)の犯罪の捜査の体制、手法又は方針に関する情報及び(三)の捜査の参考人、犯罪の予防等に関し情報を提供した者、犯罪の予防等に従事する者その他の犯罪の予防等の関係者に関する情報に該当する。

各月の月日欄には、捜査報償費の交付月日、受入月日及び返納月日が記載されており、各月の交付月日等によって、捜査活動の活発さを推測することが可能となる。

摘要欄には、捜査報償費の支出事由及び捜査員の氏名等が記載されており、これらの情報が公にされることによって、現に捜査中の事件に対する捜査報償費執行の有無、犯罪捜査の体制等や犯罪の捜査等に従事する者等が判明することとなる。

さらに、受・払・残額欄には、それぞれの該当金額及び繰越金額が

記載されており、これらの情報が公になることによって現に捜査中の 事件に対する執行の有無及び多寡、情報提供者等に対する謝礼執行の 有無等が明らかになることとなる。

これら非公開とした部分は、捜査報償費の交付、執行等に関する一体の情報であって、現に捜査中の事件に関する情報や特定の事件に対する捜査の手法、方針等に関する情報等であるため、公にされることによって、被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

イ 精算書兼返納命令書の写し

(一)の現に捜査中の事件に関する情報、(二)の犯罪の捜査の体制、手法又は方針に関する情報及び(三)の犯罪の予防等に従事する者その他の犯罪の予防等の関係者に関する情報に該当する。

配当(再配当)予算残額欄、返納額欄、受領額欄及び精算額欄には、 月毎の捜査費の配当金額、執行金額が記載されており、これらの情報 が公になると、各所属における月毎の捜査費執行額の多寡が判明し、 発生した犯罪の内容や報道等の情報及び被疑者等事件関係者が持つ具 体的内容等の情報と比較・分析することによって、捜査の動向を推測 することが可能となり、その動向をもとに被疑者等事件関係者が逃走 や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

警部補相当職以下の事務吏員の印影を公開することで、犯罪の予防、 捜査等に従事する者その他の犯罪の予防等の関係者に関する情報が判 明し、現に捜査中の事件に関する被疑者等の事件関係者や既に終結し た事件関係者による嫌がらせ等を受け、ひいては現に捜査中の事件や 犯罪の予防に支障をきたすおそれがある。

ウ報償費支出証拠書類(捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書、 支払伝票及び支払伝票の添付書類) (一)の現に捜査中の事件に関する情報、(二)の犯罪の捜査の体制、手法又は方針に関する情報及び(三)の捜査の参考人、犯罪の予防等に関し情報を提供した者、犯罪の予防等に従事する者その他の犯罪の予防等の関係者に関する情報に該当する。

捜査中の事件に係る捜査費の個別執行情報は、捜査活動を費用面から表すものであり、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況といった各種捜査情報を反映している。

これらの情報が公開されると、当該事件捜査に係る種々の情報が明らかとなり、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅、新たな犯罪等を企図するなど犯罪捜査に影響を及ぼすおそれがある。

捜査中事件以外の事件に係る捜査費の個別執行情報は、捜査が終了していることから、これらを公開しても事件関係者による逃走や罪証隠滅等のおそれはない。しかし、個別執行情報は、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報を反映する情報であることから、どのような事件に対して警察がどのような方針をとり、どのような捜査を進めていったかについて分析が可能となる。

この分析がどの程度可能であるかはケースバイケースであるが、新聞・雑誌等他の情報との照合により、相当高い精度で行うことができるケースも否定できない。

以上により、これらの情報を公開することにより、過去の警察の捜査手法等の分析が可能となり、ひいては、将来においてこれらの捜査手法等に応じた犯罪を敢行するなどの対抗措置が講じられるおそれがある。

本件対象文書に記録された情報のうち、情報提供者等に係るものについては、これを公開すると情報提供者等が特定され又は推測され、

これらの者が被疑者等の事件関係者から報復を受けるおそれがある。 さらには、このことから、以後の協力を得ることができなくなるお それがあることから、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

- エ ①支出負担行為伺、②支出命令書、③精算書兼返納命令書及び④ 支出証明書
 - (一)の現に捜査中の事件に関する情報、(二)の犯罪の捜査の体制、手法又は方針に関する情報及び(三)の犯罪の予防等に従事する者その他の犯罪の予防等の関係者に関する情報に該当する。

左記①から④までの文書は、各所属における月毎の捜査費配当、執行、精算、返納の金額等が記載されている会計文書であるが、このうち、上記非公開部分が公になると、各所属における月毎の捜査費の執行額の多寡が判明し、発生した事件の内容や報道等の情報及び被疑者等事件関係者が持つ犯行の具体的内容等の情報と比較・分析することによって、捜査活動の活発さ、進展状況、捜査手法等を推察することが可能となる。

例えば、複数月に及ぶ事件捜査の過程で、認知から内偵捜査、検挙、 共犯捜査、余罪捜査等における各月の捜査費の執行は異なるものとな り、その多寡によって、捜査機関がどの程度の捜査段階にあるのかを 推察することが可能となる。また、同種事件を企図する者にとっては、 捜査の体制、手法又は方針を推察することができ、犯行を容易にする ことや証拠隠滅を図るおそれがある。

左記①から③までの文書には、警部補相当職以下の事務吏員の氏名 及び印影、あるいは同職員の印影が記録されているが、これら職員は 「犯罪の予防等に従事する者」であり、これらの情報が公になると、 被疑者等事件関係者から危害を加えられるおそれがあるほか、その家 族にまでも危害が及ぶ可能性がある。 現実に、事件関係者が捜査に従事する警察職員に関する情報を収集 していた事実が存在しており、公共の安全と秩序を維持する活動を阻 害したり、効率的に行うことができなくなるおそれが発生することに なる。

3 平成17年7月28日の審査会での説明

諮問庁が本件対象文書に係る捜査報償費の支出の状況をグラフにして当審査会に示した。このグラフは、縦軸に支出額を、横軸に支出年月日をとったもので、横軸近傍に事件名及び認知又は逮捕等の捜査状況が記載されているものである。また、同じ期間中の少年課関係事件の新聞報道のコピーが配布された。諮問庁は、これらの資料により、執行額は小さいものの、捜査報償費支出と捜査の進展との間には関連性があるという説明をした。

- 4 平成17年8月24日付けの意見書での説明(審査請求人の平成17年7月26日付けの意見書に対する反論)
 - (1) 部分公開について

ア 審査請求人は、「実施機関は、『独立した一体的な情報を更に細分化して部分公開することは条例は義務づけていない』と特異な意見を披露する。」と主張しているが、実施機関は、以下に記載する①及び②にもとづいて、第一に、条例6条2項(部分公開)は、公開請求者に対し権利として非公開事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化して部分公開することまでは認めていないこと、第二に、実施機関には当該公開請求に応じて細分化して部分公開する義務がないこと、を述べたものであり、特異な意見を主張したものとは認識していない。

① 大阪府知事交際費第二次上告審判決(最高裁判所第三小法廷、平成 13年3月27日)には、次の判示がある。

大阪府公文書公開条例第10条は、非公開事由に該当する独立した 一体的な情報を更に細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分 にはもはや非公開事由に該当する情報は記録されていないものとみな して、これを公開することまでを実施機関に義務づけているものと解 することはできないのである。

したがって、実施機関においてこれを細分化することなく一体として非公開決定をしたときに、住民等は、実施機関に対し、同条を根拠として、公開することに問題がある箇所のみを除外してその余の部分を公開するよう請求する権利はない。

② 条例6条2項(部分公開)及び3項(個人に関する情報についての部分公開の特例)に関する手引47頁には、次の記載がある。

第2項の規定は、行政文書に記録されている情報のうち、非公開情報ではない情報の記載部分の公開義務を規定しているが、ひとまとまりの非公開情報のうちの一部を除外した残りの部分を公開することの根拠条項とはならない。

イ 次に、審査請求人は、情報公開制度の運用に関し「部分公開の原則 は広く行きわたっており、分離できる情報は、分離して部分公開するこ とは、既に、最高裁判例でも繰り返し認められているところである。」 として、交際費の支出命令に関する公文書についての例を示し、「非公 開部分を除いて他の部分を部分公開することは、何ら特別な措置でなく、 情報公開の運用として、広く行われているところである。」と主張して いるが、実施機関は、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記 録されている場合において、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分と を容易に分離することができるときは、当該非公開情報に係る部分を除 いて部分公開を行っている現状にあり、条例の部分公開の規定を適正に 運用しているものと考えている。

(2)条例6条1項6号該当性について

ア 実施機関は、条例6条1項6号の(一)ないし(六)は、本号が適

用される情報を明確にし、県民に分かりやすくする等のため、公共の安全と秩序の維持に関する情報の代表的なものを類型化した例示規定と理解している。

イ 審査請求人は、現金出納簿の「各月の月日欄」や「受・払・残額欄」 に記載されている個々の情報によって具体的事件などを類推できるわけ でもないことは、容易に推測できると主張している。

しかし、現金出納簿における各月の月日欄、摘要欄、受・払・残額欄に記載されている情報は予算の執行状況を表すものではあるが、その内容は捜査活動と密接に関連した情報である。

この情報は、被疑者等の事件関係者からすれば、特定所属の担当部門の捜査活動の活発さや進展状況、捜査手法等の動向を推察することが可能となる情報となり、発生した犯罪の内容や報道等の情報及び事件関係者が持つ犯行の具体的内容やこれまでの経験則等から持つ情報と比較・分析することによって、より確実性が増し、逃亡及び証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれが生じることとなると認識している。

ウ また、条例6条1項6号に規定する公共安全情報については、「その性質上、公開の可否の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか(相当の理由があるか)否かについて審理、判断するのが適当である」と解釈されている(手引41頁)。

したがって、実施機関の判断が相当か否かを評価するにあたっては、 処分理由の記載が抽象的か否かという点を論ずるのではなく、非公開と した情報を公開することによって、公共の安全と秩序の維持に支障を及 ぼすおそれについての実施機関の相当性の判断が、合理的なものとして 許容できる範囲内のものか否かという観点から評価されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

(1) 平成17年3月3日 諮問の受け付け

(2) 同年4月14日 諮問庁が本件対象文書の内容を説明。審議

(3) 同年4月21日 諮問庁から非公開理由説明書を収受

(4) 同年5月19日 審査請求人から意見書を収受

(5) 同年5月20日 審査請求人及び諮問庁が意見陳述。審議

(6) 同年6月30日 諮問庁から意見書を収受

(7) 同年7月1日 審議

(8) 同年7月26日 審査請求人から意見書(2)を収受

(9) 同年7月28日 諮問庁が追加説明。審議

(10) 同年8月24日 諮問庁から意見書を収受

(11) 同年8月25日 審議

(12) 同年9月10日 審議

(13) 同年10月6日 審議

(14) 同年10月7日 審議

(15) 同年10月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 審査請求人が請求した行政文書の内容について

審査請求人は、実施機関に対して、平成15年度分の捜査報償費(県費)

支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類について、次の6件の行政文書の公開請求をした。

	行政文書の内容
1	少年課に係るもので捜査諸雑費を除くもの全て
2	少年課に係るもので捜査諸雑費に関するもの全て
3	交通指導課に係るもので捜査諸雑費を除くもの全て
4	交通指導課に係るもので捜査諸雑費に関するもの全て
5	少年課及び交通指導課に係るもので捜査諸雑費を除くもの全て。
	ただし、会計課が保管するもの
6	少年課及び交通指導課に係るもので捜査諸雑費に関するもの全
	て。ただし、会計課が保管するもの

捜査報償費とは、犯罪捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び 捜査等に係る情報提供者、協力者等に対する諸経費で、県費である。また、 同じ使途であっても国費の場合は、捜査費と呼んでいる。

捜査報償費は、「捜査諸雑費」と「捜査諸雑費を除くもの」とに区分される。このうち捜査諸雑費とは、1件当たりおおむね3千円を限度とする少額軽微なもので、捜査員各自の判断で執行できるものである。例えば、捜査協力者に対する謝礼や有料施設の入場料、応急的に必要となる消耗品の購入に要する経費などがある。捜査諸雑費を除くものとは、捜査報償費のうち所属長の判断のもとに執行するものである。例えば、家屋、ホテル等の借り上げや重機の運転委託に要する経費などがある。

2 実施機関が公開決定した行政文書の名称について

実施機関は、平成15年度に係る次の行政文書について、アからクまでの8件の行政文書部分公開決定を行い、審査請求人に通知した。

	行政文書の名称	事務担当所属
ア	少年課における捜査報償費の現金出納簿、支出証	少年課
	拠書類	
イ	少年課における捜査報償費の現金出納簿、支出証	少年課
	拠書類	
ウ	交通指導課における捜査報償費の現金出納簿、支	交通指導課
	出証拠書類	
工	交通指導課における捜査報償費の現金出納簿、支	交通指導課
	出証拠書類	
オ	少年課における捜査報償費(捜査諸雑費を除くもの)	会計課
	に係る支出負担行為伺、支出命令書、精算書兼返	
	納命令書	
カ	少年課における捜査報償費(捜査諸雑費に関するも	会計課
	の) に係る支出負担行為伺、支出命令書、精算書	
	兼返納命令書、支出証明書	
牛	交通指導課における捜査報償費(捜査諸雑費を除く	会計課
	もの)に係る支出負担行為伺、支出命令書、精算	
	書兼返納命令書	
ク	交通指導課における捜査報償費(捜査諸雑費に関す	会計課
	るもの) に係る支出負担行為伺、支出命令書、精	
	算書兼返納命令書、支出証明書	

一連の行政文書のうち、少年課及び交通指導課(以下両課を一括して「少年課等」という。)では現金出納簿及び支出証拠書類を保管し、会計課では支出負担行為伺、支出命令書、支出証明書及び精算書兼返納命令書を保管している。少年課等が保管する支出証拠書類は、表紙、精算書兼返納命令書の写し、捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書並びに支払伝票及び支払伝票の添付書類からなっている。これらのうち、精算書兼返納命令書については、原本は会計課が保管し、その写しは少年課等も支出証拠書類の添付書類として保管している。

実施機関が公開決定した行政文書の名称を見ると、アとイ及びウとエの 決定に係るものは、それぞれ同一である。この理由は、諮問庁の説明によれば、次のとおりである。審査請求人は、少年課に係る捜査報償費に関して2件の公開請求を行っている。この2件の請求の違いは、捜査諸雑費について、これを「除くもの」とこれに「関するもの」というところにある。しかし、実施機関は、これらの経費を同一の現金出納簿及び支出証拠書類に記録している。そこで、実施機関は、2件の請求に対して同一の文書を対象行政文書として特定し部分公開決定をした。交通指導課に係る捜査報償費についても同様である。

また、会計課の保管する文書に関して審査請求人が行った公開請求は2件であるが、しかし、これに対する実施機関の決定は4件である。この理由は、諮問庁の説明によれば、次のとおりである。審査請求人の公開請求をその内容から見ると、少年課に係るものと交通指導課に係るものとの2つに分かれ、さらにそれぞれについて捜査諸雑費を「除くもの」とこれに「関するもの」の2つに分かれる。これらのことから、実施機関は、オからクまでの4件の決定をなすべきものと判断した。

3 実施機関が公開をしないこととした部分について

実施機関が公開をしないこととした部分及びその理由は、次のとおりである。アからクまでの記号は、実施機関が行った前記2の部分公開決定に対応している。

	行政文書の名称	公開をしないこ	公開しない理由
		ととした部分	
ア	現金出納簿	各月の月日欄、	条例6条1項6号
イ		摘要欄、受・払	公開することにより、個々の捜査
ウ		• 残額欄	費の執行状況が明らかとなり、捜
エ			査活動の状況が推測され、被疑者
			等の事件関係者が逃走や証拠隠滅
			を図るなど犯罪の捜査等に支障を

			及ぼすおそれがある。
8	精算書兼返納命	配当 (再配当)	同上
件	令書(写しを含	予算残額欄、返	
全	む。)	納額欄、受領額	
て		欄、精算額欄	
		警部補相当職以	条例6条1項6号
		下の事務吏員の	公開することにより、犯罪の予防
		印影	等に従事する者が明らかとなり、
			犯罪捜査等公共の安全と秩序の維
			持に支障を及ぼすおそれがある。
ア	捜査費支出伺	全て非公開	条例6条1項1号、6号
1	捜査費交付書兼		個人に関する情報であって、特定
ウ	支払精算書		の個人を識別できる情報が含まれ
エ	支払伝票及び支		ているほか、公開することにより
	払伝票の添付書		捜査に従事する者及び捜査費の個
	類		々の執行状況が明らかとなり、捜
			査活動の状況が把握され、犯罪の
			捜査等に支障を及ぼすおそれがあ
			る。
オ	支出負担行為伺	配当 (再配当)	条例6条1項6号
カ		予算残額欄、金	公開することにより、捜査費執行
キ		額欄	状況の一端が明らかとなり、捜査
ク			活動の状況が推測され、犯罪の捜
			査等に支障を及ぼすおそれがあ
			る。
	支出命令書	金額欄	同上
	上記各文書	警部補相当職以	条例6条1項6号
		下の事務吏員の	公開することにより、犯罪の予防
		氏名及び印影	等に従事する者が明らかとなり、
			犯罪捜査等公共の安全と秩序の維
			持に支障を及ぼすおそれがある。
カ	支出証明書	支出額欄	条例6条1項6号
ク			公開することにより、捜査費執行
			状況の一端が明らかとなり、捜査

活動の状況が推測され、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

4 捜査報償費に係る会計処理の流れについて

県が金銭を支払うためには、通常、債務である金額が定まり、支払の期限が到来し、支出の相手方が正当債権者であることが必要である。しかし、捜査報償費については、その性質上、特に緊急を要し、正規の支出手続を経ていては事務に支障をきたす等の理由により、資金前渡による現金経理が認められている(地方自治法施行令161条1項13号)。この会計処理の流れは、おおむね次のとおりである。

- (1) 少年課等は、毎月、捜査報償費の翌月の必要額を決定し、会計課に請求する。
- (2)会計課は、少年課等の請求に基づき配当額を決定し、出納長に支出を命令する。
 - (3) 出納長は、資金前渡職員である少年課等の課長の口座に入金する。
- (4) 少年課等の課長は、口座への入金確認後現金を引き出し、これを捜査員に交付し、現金出納簿に記帳する。この際、直接捜査員に交付する場合と、間に中間交付者を置き、中間交付者を経由して捜査員に交付する場合がある。
- (5) 捜査員は、捜査報償費を執行し、不足があれば更に請求し、毎月末 又は翌月初めに精算して残額を返納する。
- (6) 少年課等の課長は、捜査員の精算を集計して所属としての精算を行い、残額を返納する。

5 条例6条1項6号の解釈について

公開することにより犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、公開の可否

の判断に、犯罪等に関する専門的、技術的判断を要するなどの特殊性が認められる。このようなことから、本号は、「実施機関が認めることにつき相当の理由があるもの」という表現を用いることにより、本号に規定する情報に該当するかどうかについて、実施機関の第一次的な判断を尊重する趣旨を明らかにしている。

したがって、当審査会としては、実施機関の判断が合理性を持つ判断と して許容される限度内のものであるか(「相当の理由」があるか)否かにつ いて、以下で、審理、判断する。

6 精算書兼返納命令書について

精算書兼返納命令書は、捜査報償費の支払終了後に、各月の受領、支出、 返納等を明らかにするために作成される文書である。返納命令者は会計課 長であり、精算者(返納義務者)は少年課等の課長である。

精算書兼返納命令書(写しを含む。以下同じ。)には、当該月における配当(再配当)予算残額、返納額、受領額及び精算額(以下「精算額等」という。)が記載されている。

諮問庁は、これらの情報を公開すると、発生した犯罪の内容や報道等の情報及び被疑者等事件関係者が持つ犯行の具体的内容等の情報と比較し、分析することによって、捜査活動の活発さや進展状況、捜査の動向を推察することが可能となり、これをもとに被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあると説明している。

そこで、この説明について検討すると、まず、捜査報償費の月額の状況について他の情報と比較し、分析しようとしても、捜査報償費は、捜査協力者に対する謝礼や有料施設の入場料、応急的に必要となる消耗品の購入に要する経費に充てられるなど、その使途が多岐にわたっている上、実施機関の捜査活動には捜査報償費の支出を伴わないものもあることから、精算額等から捜査活動の活発さや進展状況、捜査の動向を推察することがで

きるものとは認めることができない。

また、被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るおそれがあると言えるためには、本件非公開情報から当該関係者が自分の関与する特定の事件の情報を推測することが可能でなければならないと考えられる。ところが、記載されている精算額等は当該月における支出を伴った個々の捜査活動に係る金額を合計した月額であり、一方、事件関係者であっても実施機関がどのような事件をいくつ捜査しているのかすら分からないのであるから、精算額等を公開しても特定の事件の情報を推測することはできないものと考えられる。

よって、精算額等が条例 6 条 1 項 6 号 (以下単に「6 号」という。) に該当するとした実施機関の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認めることはできない。

7 現金出納簿について

- (1) 現金出納簿は、現金経理である捜査報償費について、現金の受入と支出の明細を明らかにするために少年課等が記帳している文書である。
- (2) このうち摘要欄には、捜査報償費の支出事由及び捜査員の氏名等が記載されている。これらは、具体的な事件を現に担当し、あるいは担当していた実施機関の捜査体制についての情報であるから、これを明らかにすることにより、現在及び将来の捜査に支障を来すおそれがあるものと認められる。
- (3) 月日欄には、少年課等の課長が捜査報償費を中間交付者又は捜査員に交付した月日が記載されることとなっている。本件対象文書に係る捜査報償費は、中間交付者(捜査員の一人)を経由して交付されているから、記載された交付月日から捜査員と協力者の接触日が推測されるおそれはほとんどないものと思われる。また、現金出納簿の受・払・残額欄には、少年課等の課長が出納長から交付を受けた金額、中間交付者又は捜査員に交

付した金額、返納額及び残額が記載されている。これらは、本件対象文書 においてはいずれも月額であって、前記6の理由から、捜査活動の活発さ 等を推測する資料となるものと認めることはできない。

- (4) しかしながら、現金出納簿については、各受け払いごとに、その月日、摘要及び金額の関係記載部分が独立した一体的な情報を成すものとみるべきであるから、これを更に細分化してその一部のみを非公開としその余の部分を公開しなければならないものとすることはできないものと考えられる。
- (5)以上によれば、現金出納簿の月日欄、摘要欄及び受・払・残額欄について公共安全情報に該当するとした実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認められる。

8 捜査費支出伺について

捜査費支出伺は、少年課等の課長が捜査員又は中間交付者に捜査報償費を交付する際に作成する文書であり、支出額、捜査員等の官職及び氏名、 交付人数、交付額、支出事由、交付年月日等が記載されている。

支出事由欄に記載されている支出事由自体は一般的抽象的な表現であり特定の事件名の記載はないものの、同欄には捜査員の数の記載があるから、これと捜査員等の官職及び氏名並びに交付人数については前記7(2)の理由により、また、その余の情報については同(4)と同様の理由により、それぞれ6号に該当するとした実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認められる。

9 捜査費交付書兼支払精算書について

捜査費交付書兼支払精算書は、中間交付者が少年課等の課長に捜査報償費の交付及び精算を報告するための文書であり、中間交付者の官職及び氏名、既受領額、交付額、支払額、返納額等が記載されている。さらに、内訳欄には、中間交付者が個々の捜査員に交付した捜査諸雑費の内訳として、

交付年月日、捜査員の官職及び氏名、交付額、支払額、返納額等が記載されている。

捜査費交付書兼支払精算書には、特定の事件名そのものの記載はないものの、前記8の理由により、当該文書が6号に該当するとした実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認められる。

10 支払伝票及び支払伝票の添付書類について

支払伝票は、捜査員が自らが執行した捜査報償費の精算を行うため少年 課等の課長に提出する文書であり、捜査員の氏名、支払年月日、支払額、 支払先、支払事由、中間交付者の確認月日等が記載されている。

また、支払伝票の添付書類は、捜査協力者に対する謝礼の物品を購入した際の領収書等である。

支払伝票の支払事由欄には特定の事件名や現場名が、また、支払先欄には捜査員が利用した施設の名称が記載されている。さらに、文書の状況から、捜査協力者の氏名の記載がなされているものと認められる(捜査協力者の氏名についてだけは、当審査会のインカメラ手続においても、マスキングがなされた。)。

これらのことから、支払伝票及び支払伝票の添付書類に記載されている情報は、具体的事件を現に担当し、あるいは担当していた捜査員の氏名や行動の状況、担当捜査員の人数、捜査協力者の氏名、個別の執行金額等を明らかにするものであると認められる。これらの情報を公開することは、具体的な捜査の深部にわたる情報を明らかにすることに他ならず、これに犯罪を企てあるいは犯罪を敢行した者が、これらの情報と既に収集してある他の情報とを比較対照することによって、ますます具体的に捜査状況が明らかにされる危険性を考慮すると、これら個別の捜査活動に伴う捜査報償費の執行に係る情報を公開することにより、現在及び将来の捜査に支障

を来すおそれがあるものと認められる。

よって、これらの情報が6号に該当するとした実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認められる。

11 支出負担行為伺について

支出負担行為伺は、少年課等の課長が翌月の捜査報償費の必要額を決定 し、会計課長にこれを請求するために作成する文書であり、配当(再配当) 予算残額、請求金額が記載されている。

これらは、前記6の理由により、6号に該当するとした実施機関の判断 が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認めることは できない。

12 支出命令書について

支出命令書は、各月の捜査報償費について少年課等の課長の請求に基づき会計課長が配当額を決定し、これを出納長に通知して支出を命令するために作成する文書であり、配当金額が記載されている。

これは、前記6の理由により、6号に該当するとした実施機関の判断が 合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認めることはで きない。

13 支出証明書について

支出証明書は、各月の捜査報償費について少年課等の課長が出納長に報告するために作成する文書であり、支出額が記載されている。

これは、前記6の理由により、6号に該当するとした実施機関の判断が 合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認めることはで きない。

14 警部補相当職以下の事務吏員の氏名及び印影について

警察職員の氏名及び印影のうち、本件で非公開とされているのは、警部 補相当職以下の事務吏員のものである。 警察の業務は相手方からの反発、反感を招きやすく、警察官は攻撃や懐柔の対象とされるおそれが高いものであると思われる。そして、事務吏員も予算、経理及び庶務の面から犯罪の予防等に携わっているものであり、また、諮問庁の説明によれば、警察署に配属されている間は犯罪の被害申告を受理したり、重大事件が発生した場合は捜査本部の一員として内部管理業務に従事するというのであるから、攻撃等の対象とされるおそれの面で、警察官と警察事務吏員とを明確に区別する理由はない。

このようなことからすれば、実施機関が、これらの警察職員の氏名等の公開により、警察職員が事件関係者から嫌がらせを受けたり危害を加えられ、ひいては警察活動が阻害され公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことは、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認められる。

15 条例6条1項1号該当性について

実施機関は、捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書並びに支払伝票 及び支払伝票の添付書類には捜査協力者の氏名等が記載されており、この 情報は本号本文に該当すると主張している。しかし、当審査会としては、 これらの文書については、その全体を非公開とすべきものと判断したので、 本号該当性については判断しない。

第6 答申に関与した委員

区分	氏 名	職名
会 長	平川信夫	弁護士
会長代理	小賀野 晶 一	千葉大学大学院専門法務研究科教授
	佐藤了子	聖霊女子短期大学講師
	柴 田 一 宏	弁護士
	本 田 雅 子	秋田経済法科大学経済学部助教授